

循環型社会形成推進地域計画について

地域計画は、市町村等により、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の2に規定する基本方針に沿って、3R推進のための目標と、それを実現するために必要な取組・事業等について、総合的に記載・作成されるもの。

①対象地域

人口5万人以上又は面積400km²以上の地域を構成する市町村
（沖縄、離島等は特例として対象）

②目標設定

発生抑制	一人一日当たりのごみの量（○年比△%減）
リサイクル	リサイクル率（○年比△%増）
エネルギー回収	ごみトン当たり発電電力量（○kWh/t）
最終処分	最終処分されるごみの量（○年比△%減）

③記載事項

- 1) 地域の循環型社会を推進するための基本的な事項
対象となる地域、計画期間（概ね5年間）及び基本的な方向等
- 2) 循環型社会形成推進のための現状と目標
排出量、再生利用量、減量化量、熱回収量、最終処分量等の現状と目標等
- 3) 施策の内容
発生抑制、再使用の推進に関する施策、処理体制の変更に関する事項、処理施設の整備、施設整備に関する計画支援事業、その他の施策について等
- 4) 計画のフォローアップと事後評価

循環型社会形成推進地域計画の事後評価について

事後評価の内容については交付要綱等に記載し、着実に実施しているところ。

事後評価の流れ

- 目標年度の翌年度に、市町村等が、目標の達成状況等について事後評価を行い、報告書を都道府県に提出する。
 - 事後評価の結果、地域計画の目標が達成されていないことが明らかとなった場合、その市町村等は、達成に向けた方策等を内容とする改善計画書を事後評価の報告書に添付して都道府県に提出する。
- 提出された都道府県は所見を付して環境大臣に報告するとともに、市町村に対し当該所見を通知する。
- 改善計画書の提出を受けた環境大臣は、特に目標達成が見込まれない市町村に対しては、目標達成に向けた重点的な助言その他必要な措置を行う。

事後評価の活用

- 市町村等は、事後評価を行った時点で有効な地域計画を有する場合、あるいは事後評価の実施以降に新たに地域計画を作成する場合は、事後評価の報告書及び改善計画書の内容を反映させるものとする。

事後評価の公表

- 事後評価を行った市町村等は、都道府県知事の所見を付した事後評価の報告書及び改善計画書（作成した場合）を公表するものとする。